

# 労働者派遣法に基づくマージン率の情報提供

株式会社ワークスタッフ中国  
2025年7月

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

1. 労働者派遣の実績		対象期間：令和6年5月～令和7年4月
派遣労働者の数（月平均）	271人	
派遣先数（対象期間における実数）	36社	
労働者派遣に関する料金額の平均額（1日8時間当たり換算）	16,534円	
派遣労働者の賃金額の平均額（1日8時間当たり換算）	11,585円	
マージン率	29.9%	
労働者派遣法30条の4 第1項の労使協定の締結の有無	有	
労働者派遣法30条の4 第1項の労使協定の有効期間	2025年4月1日～ 2026年3月31日	
労働者派遣法30条の4 第1項の労使協定の対象となる労働者の範囲	全ての派遣労働者	

2. 教育訓練に関する事項（キャリア形成支援制度に関する事項）		
教育訓練の種類	対象となる方	実施方法
フォークリフト、玉掛け、クレーン操作	就業中の者	・費用は当社負担 ・賃金は有給
当社における一般OA研修（維持・向上訓練）	新規採用 就業中の者	・費用は当社負担 ・賃金は無給
能力向上研修（キャリアUP教育）	長期継続中の 希望者	・費用は当社負担 ・賃金は有給（年8時間）
提携スクールにおける一般OA研修	登録者	・費用は割引による登録者負担 ・賃金は無給

3. キャリアコンサルティング相談窓口の連絡先	
業務管理部	(082) 511-8911

## 4. マージンに含まれる費用

マージンは、派遣先から弊社に支払われる派遣料金から派遣スタッフに給与を支給した残りの額であり、これが派遣料に占める割合をマージン率といいます。

- マージンから支出する費用には、
  - ① 法定福利費用（健康保険、厚生年金保険等）、労働保険料（雇用保険等）の事業主負担分の費用
  - ② 交通費を実費支給
  - ③ 派遣スタッフの年次有給休暇取得時の賃金
  - ④ 派遣スタッフの健康診断（一般健診、生活習慣病予防健診、ストレスチェック等）の費用
  - ⑤ 派遣スタッフの募集費用（求人広告掲載する費用）
  - ⑥ スタッフ管理費用（雇用管理、スキルアップ教育費用、登録受付など就業に係る管理費用）
  - ⑦ 事業運営費用（事業許可維持の手続き費用、社員人件費、オフィス賃借料、通信料）

## 次世代育成支援対策法及び女性活躍推進法に基づく行動計画

社員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

○計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間

○目標1：女性社員の育児休業取得率を、50%から80%以上にする。

<対策>

- ・令和3年4月～ 法に基づく諸制度（育児休業給付、育休中の社会保険料免除など）の調査
- ・令和3年6月～ 管理者への説明会の実施及び相談窓口の設定
- ・令和3年8月～ 制度に関する資料を作成し社員に配布

○目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間8日以上とする。

<対策>

- ・令和3年4月～ 年次有給休暇の取得状況を再調査
- ・令和3年6月～ 各部署にて取得が少ない社員に対してヒアリングや取得の促進をする

2025年7月現在

【労働者に占める男性・女性労働者の割合】

雇用管理区分		男性	女性
正社員	営業/管理業務	80.0%	20.0%
	事務業務	0.0%	100.0%
	保安業務(警備員)	100.0%	0.0%
エリア社員	生産工程業務	35.0%	65.0%
	事務業務	17.0%	83.0%
	軽作業業務	39.0%	61.0%
	技術的業務	0.0%	100.0%
派遣社員	生産工程業務	40.0%	60.0%
	事務業務	25.0%	75.0%
	軽作業業務	27.8%	72.2%
	技術的業務	100.0%	0.0%
請負社員	生産工程業務	47.0%	53.0%
	軽作業業務	33.3%	66.7%
	保安業務(警備員)	83.0%	17.0%

【男女の平均継続勤務年数の差異】

男性	8年5ヵ月
女性	6年

【男女の賃金の差異（男性の賃金に対する女性の賃金の割合）】

全労働者	86.1%
正社員	66.4%
パート・有期社員	88.6%

対象期間：令和6事業年度(令和6年5月1日から令和7年4月30日まで)